

○徳島県生活環境保全条例（平成十七年三月三十日徳島県条例第二十四号）改正後（一部抜粋）

徳島県生活環境保全条例をここに公布する。
 徳島県生活環境保全条例

（省 略）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（省 略）

五 ばい煙発生施設 工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので別表第二に掲げるものをいう。

（省 略）

別表第二（第二条関係）

項	施設	規模
一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で〇．一パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二五リットル以上五〇リットル未満であること。
二	乾燥炉（大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第一の一四の項に掲げるものを除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三〇リットル以上五〇リットル未満であること。
三	廃棄物焼却炉	焼却能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上二〇〇キログラム未満であること。
四	無機化学工業薬品製造業におけるクロム化合物の取扱施設	排出口からの排出ガス量（大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算したものをいう。）が一、〇〇〇立方メートル以上であること。

（省 略）

別表第十二（第六条関係）

項	地域の区分	K 値
（省略）	（省 略）	（省 略）
備考		
1（省 略）		
2（省 略）		
一・二（省 略）		
三 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年／厚生省／通商産業省／令第一号）別表第一の備考三の規定により環境大臣が定める方法		

（省 略）